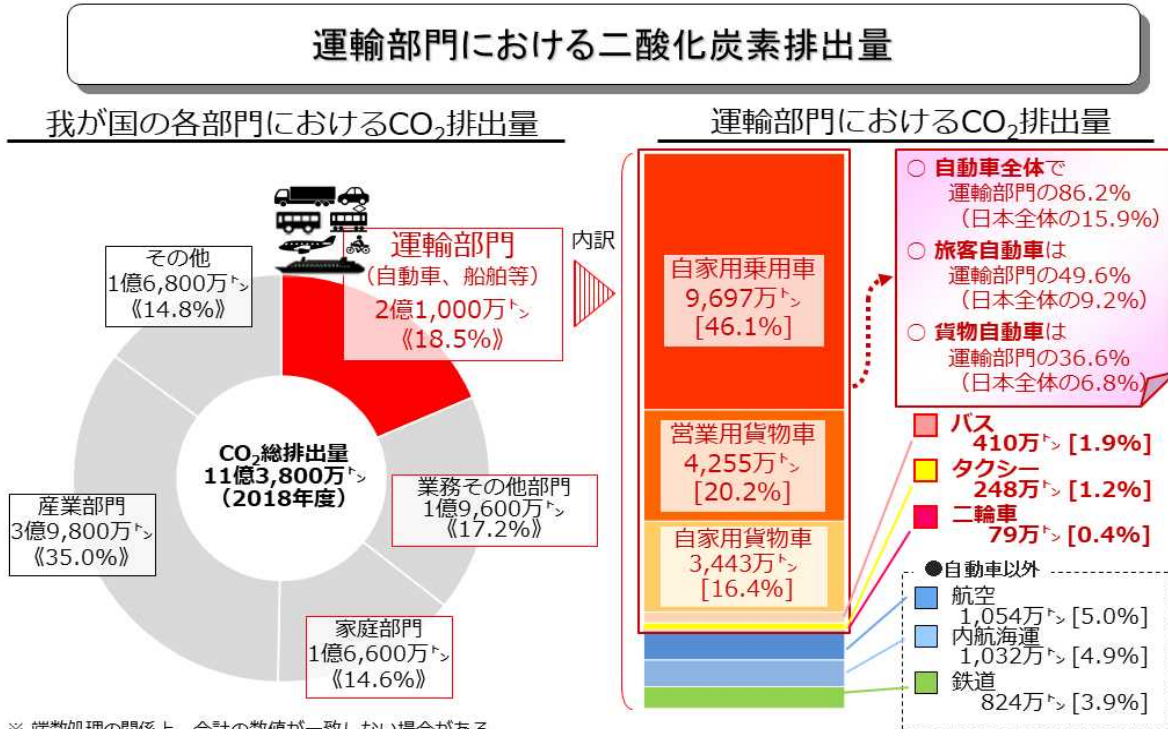


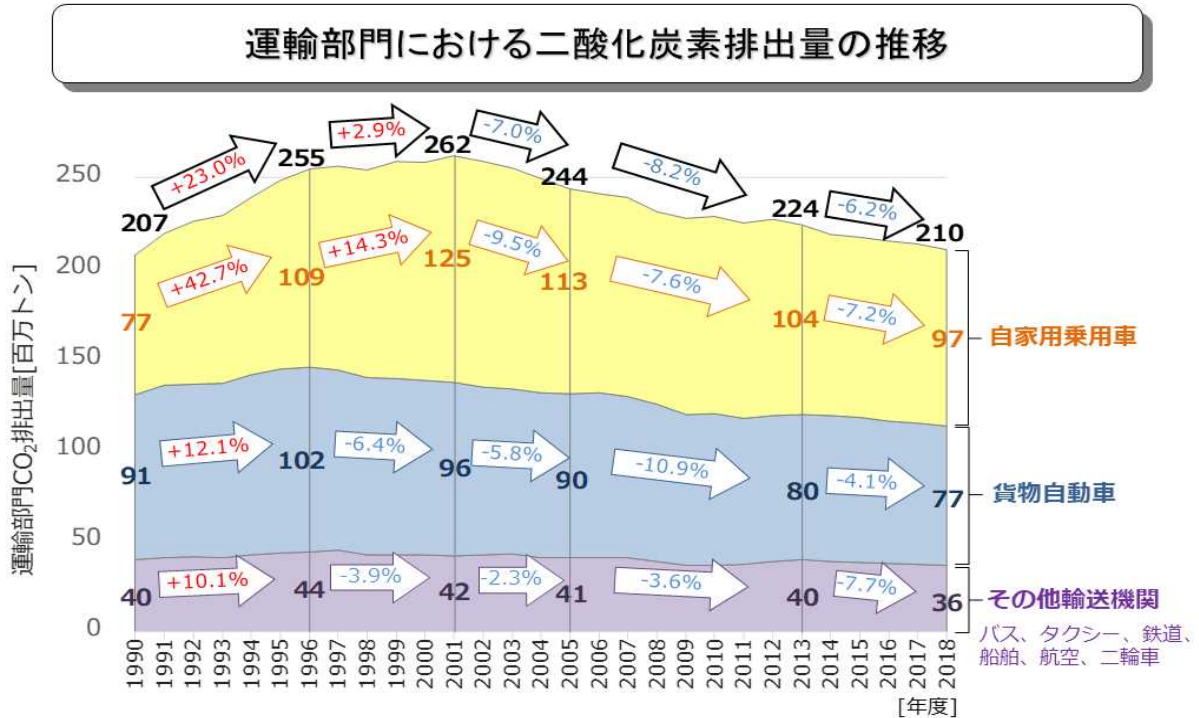
4. 運輸部門における環境対策及び公害対策の現況

地球温暖化の緩和策については、COP21 において採択された「パリ協定」を踏まえ、政府は地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための「地球温暖化対策計画」を平成28年5月に策定した。同計画に基づき、我が国におけるCO₂総排出量の約2割を占める運輸部門における排出量削減施策等に取り組んでいる。

[1] 運輸部門におけるCO₂の排出の現状 (1) 輸送機関別のCO₂排出割合

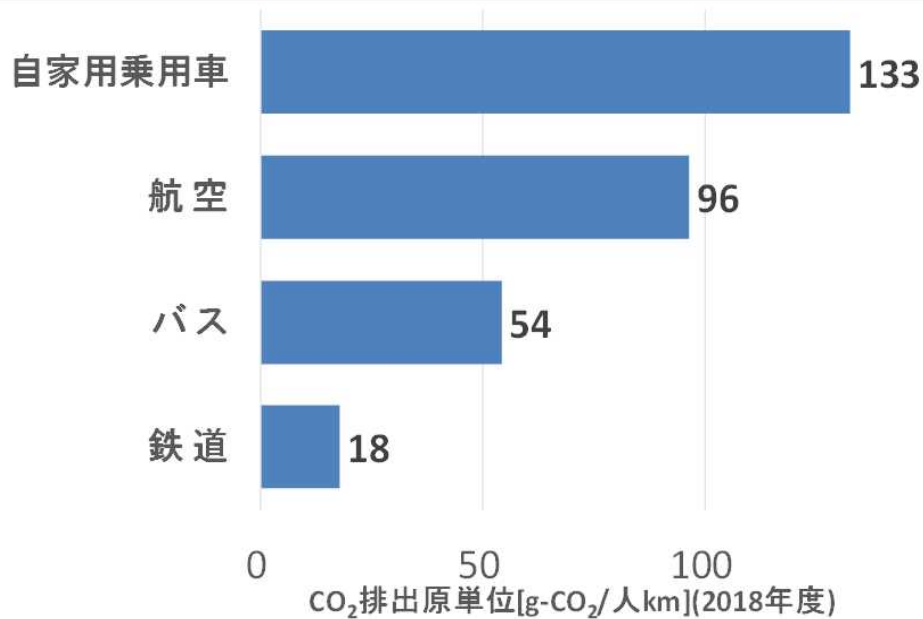


※ 端数処理の関係上、合計の数値が一致しない場合がある。
 ※ 電気事業者の発電に伴う排出量、熱供給事業者の熱発生に伴う排出量は、それぞれの消費量に応じて最終需要部門に配分。
 ※ 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ (1990～2018年度) 確報値」より国交省環境政策課作成。
 ※ 二輪車は2015年度確報値までは「業務その他部門」に含まれていたが、2016年度確報値から独立項目として運輸部門に算定。



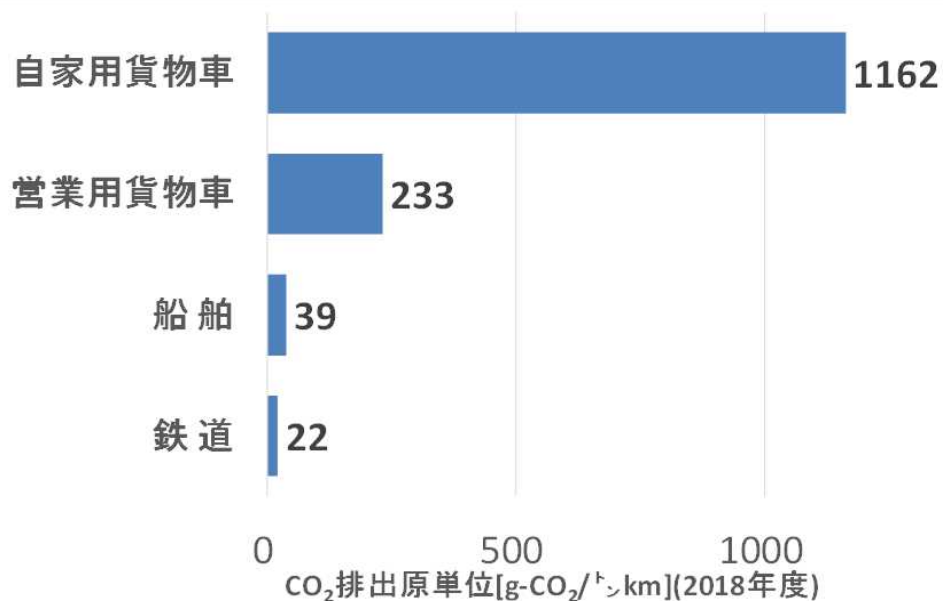
(2) 輸送量あたりのCO²の排出量

輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(旅客)



※温室効果ガスインベントリオフィス:「日本の温室効果ガス排出量データ」、国土交通省:「自動車輸送統計」、「航空輸送統計」、「鉄道輸送統計」より、国土交通省 環境政策課作成

輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(貨物)



※温室効果ガスインベントリオフィス:「日本の温室効果ガス排出量データ」、国土交通省:「自動車輸送統計」、「内航船舶輸送統計」、「鉄道輸送統計」より、国土交通省 環境政策課作成

〔2〕環境対応車の各県別普及状況

九州の低公害車保有台数

令和2年3月末現在

低公害車種別	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	合計	全国	対全国比
電気自動車	6,666	1,401	1,234	2,123	2,071	1,224	1,784	16,503	119,155	13.85%
燃料電池自動車	109	16	0	1	11	0	6	143	3,758	3.81%
CNG自動車	165	23	6	13	0	0	34	241	7,951	3.03%
プラグインハイブリッド自動車	5,004	1,013	1,051	1,970	1,225	858	1,398	12,519	136,361	9.18%
ハイブリッド自動車	416,619	70,082	86,723	152,246	95,844	90,170	129,611	1,041,295	9,190,211	11.33%
合 計	428,563	72,535	89,014	156,353	99,151	92,252	132,833	1,070,701	9,457,436	11.32%
低公害車県別割合(各県/九州)	40.03%	6.77%	8.31%	14.60%	9.26%	8.62%	12.41%	100.00%		
全自動車保有台数	1,899,045	319,689	404,379	688,229	450,955	432,504	604,652	4,799,453	46,671,721	10.28%

〔備考〕

数値は保有車両数を示します。(道路運送車両法第15条もしくは第16条により抹消登録された車両は含みません。なお、自動車検査証の有効期限が切れている車両も含まれています。)

※大型特殊自動車、被けん引車、軽自動車は除きます。

出典:低公害車の種別及び保有台数については、一般財団法人自動車検査登録情報協会「わが国の自動車保有動向」

〔3〕公共交通機関の利用促進等(エコ通勤優良事業所認証制度)

「エコ通勤優良事業所認証制度」(平成21年6月創設)は、エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取組みを自主的かつ積極的に推進している事業所を「エコ通勤優良事業所」として認証し、その取組み事例を広く国民に周知することにより、エコ通勤の普及促進を図ることを目的とするものである。

九州運輸局管内 県別・業種別認証取得事業所数

令和2年12月末現在

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	その他 (管外・共同申請)	合計
自治体(県)						1	1		2
自治体(市町村)	5		1	1		1			8
国の機関	7	2	5	2	1	1	3		21
一般廃棄物処理業	1								1
倉庫業	5							2	7
Webコンサルティング業	1							1	2
金融業	64	1	2	2	2		1	6	78
建築・土木業	1								1
合 計	84	3	8	5	3	3	5	9	120

〔4〕 運輸事業者等における環境に配慮した取組み

(1) 省エネ法に基づく取組み

一定基準以上の輸送能力を有する輸送事業者は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法)に基づき「特定輸送事業者」として指定を受け、年間のエネルギー使用量等及び省エネ計画の提出が義務づけられている。

特定輸送事業者の指定基準

区分	輸送能力	貨物	旅客
鉄道	車両数	300両	300両
自動車	台数	200台	バス 200台 タクシー 350台
船舶	総船腹量	2万総トン	2万総トン
航空機	総最大離陸重量	9,000トン	

九州運輸局管内 特定輸送事業者数

業種(輸送区分)	事業者数
鉄道旅客	2
自動車貨物(事業用)	20
自動車貨物(自家用)	8
自動車旅客(バス)	13
船舶貨物	3
船舶旅客	4
合計	50

令和2年12月末現在

(2) グリーン経営の推進(グリーン経営認証制度)

グリーン経営(環境負荷の少ない事業運営)とは、自主的・継続的に環境対策を進めながら、環境保全と経営向上の両立を目指した企業経営のあり方のことである。

グリーン経営認証は、「(公財)交通エコロジー・モビリティ財団」が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組みを行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行う制度であり、中小規模が大半の交通事業者が、環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14001に代わって容易に取り組める内容となっている。

九州運輸局管内のグリーン経営認証登録事業所数

業種	九州管内	全国
トラック	401	5,184
バス	4	266
タクシー	7	379
旅客船	1	9
内航海運	1	29
港湾運送	1	78
倉庫業	72	578
合計	487	6,523

令和2年12月末現在